



# 令和3年度子育て世帯への 臨時特別給付金について

2021年12月23日更新

自動「プッシュ型」振込（申請不要）の方・申請が必要な方  
両方の方へのお知らせです

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中で、子育て世帯を支援する観点から、  
児童を養育している方に給付金を支給します。

## 支給額

支給対象児童1人あたり      10万円

## 支給対象児童

平成15年4月2日から令和4年3月31日までに生まれた児童

(1)令和3年9月分の児童手当の支給対象児童

(2)平成15年4月2日から平成18年4月1日生まれ（高校生）の児童（注1）

※上記期間内であれば高等学校等に在籍していることは必要ありません。ただし、

婚姻している場合は支給対象外です。

(3)令和4年3月31日までに生まれた児童

## 支給対象者

- (1)令和 3 年 9 月分の児童手当（特例給付を除く）を受給している方
- (2)令和 3 年 9 月 30 日（基準日）時点で平成 15 年 4 月 2 日から平成 18 年 4 月 1 日までに生まれた児童（高校生等）を養育する父母等のうち所得が高い方（ただし、所得が児童手当の所得制限限度額未満の方に限る）
- (3)令和 4 年 3 月 31 日までに生まれた児童の児童手当（特例給付を除く）を受給している方

※特例給付とは、所得額が所得制限限度額以上で、手当が児童 1 人あたり月額 5,000 円になっている方です。

※令和 3 年度（令和 2 年中）の所得額が次表の限度制限限度額以上の方は支給対象外です。

### 【児童手当の所得制限限度額】

| 扶養親族等の数 | 所得制限限度額 | 給与収入の目安      |
|---------|---------|--------------|
| 0 人     | 622 万円  | 833. 3 万円    |
| 1 人     | 660 万円  | 875. 6 万円    |
| 2 人     | 698 万円  | 917. 8 万円    |
| 3 人     | 736 万円  | 960. 0 万円    |
| 4 人     | 774 万円  | 1, 002. 0 万円 |
| 5 人     | 812 万円  | 1, 040. 0 万円 |

※所得税法に規定する同一生計配偶者（70 歳以上の方に限る）又は老人扶養親族がある方についての限度額（所得額ベース）は上記の額に当該同一生計配偶者又は老人扶養親族 1 人につき 6 万円を加算した額。

※扶養親族等の数が6人以上の場合の限度額（所得額ベース）は、1人につき38万円（扶養親族等が同一生計配偶者（70歳以上の方に限る）又は老人扶養親族であるときは44万円）を加算した額。

## 申請が不要（自動「プッシュ型」振込の対象）な支給対象者

- (1)令和3年9月分の児童手当（特例給付を除く）を受給している方（公務員は除く）
- (2)令和3年9月、10月に生まれたお子さんについて、出生を理由とし与那原町に児童手当（特例給付を除く）の認定請求書または額改定認定請求書を提出し、令和3年11月末までに認定された方
- (3)令和3年9月分の児童手当の支給算定対象となった高校生を養育する方  
※基準日（令和3年9月30日）時点において、受給者と住所が異なる又は、町外へ転出した高校生を養育する場合は、当該高校生分について申請が必要です。

### 【自動「プッシュ型」振込についてのスケジュール】

○令和3年12月3日金曜日に「プッシュ型」支給のお知らせを対象の方へ郵送しました。

### ○令和3年12月27日月曜日に児童手当の指定口座に振込みいたします。

※振込日が変更になりました。（変更前12月28日予定）

※令和3年11月及び12月に生まれたお子さんについて、出生を理由とし与那原町に児童手当（特例給付を除く）の認定請求書または額改定認定請求書を出生後14日以内に提出し認定された方につきましては順次、通知します。

## 申請が必要な支給対象者

(1) 令和3年9月30日時点で高校生等（平成15年4月2日～平成18年4月1日生まれ）の児童のみを養育している方（対象児童の保護者のうち、生計を維持する程度の高い方）

※与那原町から令和3年9月分の児童手当（特例給付を除く）を受給している保護者で、令和3年9月30日時点住民登録が異なる高校生等を養育している方につきましても申請が必要です。

(2) 所属庁から児童手当（特例給付を除く）を受給している公務員の方

(3) 令和4年1月1日から令和4年3月31日までに生まれた新生児の児童手当（特例給付を除く）の受給者の方（公務員含む）

※（1）と（2）の方は支給対象者の令和3年9月30日時点の住民登録がある市町村での申請になります。

※（3）の方は、出生後、2週間以内に本給付金の申請を行ってください。

※（3）の方は児童が出生した時点で住民登録がある市町村での申請になります（市町村によって申請期間が異なりますのでご注意ください）。

※令和3年12月27日頃に申請が必要と思われる方へ申請書を郵送する予定です。ただし、申請開始は令和4年1月4日からとなります。

## 申請期間

令和 4 年 1 月 4 日火曜日から令和 4 年 3 月 10 日木曜日（土日・祝日は除く）

午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分)

※郵送の場合は必着

## 申請に必要なもの

- (1) 令和 3 年度子育て世帯への臨時特別給付金申請書
- (2) 申請者名義の口座確認書類の写し（通帳やキャッシュカード）
- (3) 申請者の本人確認書類の写し（運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード表面など）
- (4) 令和 3 年 1 月 1 日時点で申請者、配偶者の住民登録地が与那原町外の場合  
「令和 3 年度（令和 2 年中）の所得控除課税証明書」※令和 3 年 1 月 1 日時点の  
住民登録地市町村にて発行
- (5) 令和 3 年 9 月 30 日時点で児童の住民登録地が与那原町外の場合  
「本籍地・筆頭者が記載された児童の住民票」  
※その他にも必要な書類を求める場合があります。
- (6) 公務員の方については、令和 3 年 9 月分の児童手当（本則給付）を受給している  
ことがわかる書類（支払通知書・継続認定通知書の写し、令和 3 年 9 月分児童手当  
振込通帳等又は申請者及び配偶者の方の令和 3 年度（令和 2 年分）市区町村民税所  
得控除課税証明書※令和 3 年 1 月 1 日時点与那原町に住民登録がある方は省略可

能)を添付してください。

※その他にも必要な書類を求める場合があります。

## 申請様式

- (1) [令和3年度子育て世帯への臨時特別給付申請書（高校生・公務員等）](#) [PDF](#) [Excel](#)
- (2) [令和3年度子育て世帯への臨時特別給付申請書（高校生・公務員等）（記載例）](#) [PDF](#)
- (3) [令和3年度子育て世帯への臨時特別給付申請書（新生児）](#) [PDF](#) [Excel](#)

## 申請場所

与那原町役所 子育て支援課 役場2階 3番窓口

〒901-1392 与那原町字上与那原 16番地

## 引っ越した場合の給付金について

○高校生等の分については、支給対象者の令和3年9月30日時点の住所登録のある市町村に申請してください。

○公務員の方については、支給対象者の令和3年9月30日時点の住所登録のある市町村に申請してください。

○中学生以下の分については、令和3年9月分の児童手当（特例給付を除く）の支給を受けた市町村から支給されます。

**【お問合せ先】 与那原町子育て支援課**

**電話：098-945-6520 与那原町字上与那原 16番地**